

No.12 2002年7月発行

淀川水系 流域委員会 委員会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

第12回委員会の内容……………P.1

これまで開催された委員会および部会等について……P.14

当日資料の閲覧・入手方法……………P.15

平成14年6月6日(木)第12回委員会が開かれました。



【ば・る・るプラザ京都にて】

委員会委員リスト

2002.6.6現在
(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	芦田 和男 (委員長)	河川環境一般	京都大学 名誉教授 財団法人 河川環境管理財団 研究顧問	-
2	池淵 周一	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 教授	猪名川部会
3	今本 博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	淀川部会
4	植田 和弘	経済	京都大学大学院経済学研究科 教授	-
5	江頭 進治	河道変動	立命館大学理工学部 教授	琵琶湖部会
6	嘉田 由紀子	地域・まちづくり (環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	琵琶湖部会
7	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	川の会・名張 事務局、 近畿水の塾幹事	淀川部会
8	川那部 浩哉 (琵琶湖部会長)	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	琵琶湖部会
9	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授	琵琶湖部会
10	宗宮 功	水質(水質工学)	京都大学 名誉教授、 龍谷大学 教授	琵琶湖部会
11	谷田 一三	動物(河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	淀川部会
12	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネット とコーディネイト)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	淀川部会
13	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員 (自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	琵琶湖部会
14	寺田 武彦 (淀川部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	淀川部会
15	中村 正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	琵琶湖部会
16	尾藤 正二郎	マスコミ	神戸親和女子大学文学部 教授	-
17	榎屋 正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	淀川部会
18	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	琵琶湖部会
19	三田村 緒佐武	環境教育(水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会
20	山村 恒年	法律(行政法、環境法)	弁護士 元神戸大学教授	-
21	吉田 正人	自然保護(自然保護、生態学)	財団法人 日本自然保護協会 常務理事	-
22	米山 俊直 (猪名川部会長)	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	猪名川部会
23	鷺谷 いづみ	植物(植物生態学、保全生態学)	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授	-

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

第12回委員会の内容

16名の委員が出席して、審議が行われました。各部会から現地視察や河川管理者との意見交換の様態などの報告が行われた後、委員会の中間とりまとめに関する河川管理者との意見交換が行われました。その後、今後の委員会の活動内容について議論が行われました。

第12回委員会(2002.6.6開催)結果報告	2002.6.10 庶務発信
開催日時: 2002年6月6日(木) 13:30~17:00 場 所: ぱ・る・るプラザ京都 5階 会議室A	
<p>1 決定事項</p> <p>論点別ワーキンググループに関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WGメンバーとして、以下の案(運営会議メンバーにより選定)が提案され、了承された。今後、メンバー全員に就任の承諾を得て、6月から議論を開始することとする。 水需要管理WG: 今本委員(リーダー)、荻野委員、川上委員、寺田委員、寺川委員、小尻氏*(京都大学防災研究所) 水位管理WG: 榎屋委員(リーダー)、江頭委員、田中(哲)委員、谷田委員、西野委員、村上委員 (* = 委員以外のメンバー) <ul style="list-style-type: none"> ・原則非公開を想定するが、公開/非公開の決定は各WGに委ねる。議論の結果等は公表する。また、必要な場合には河川管理者にも議論に参加いただく。 ・WGの設置に伴い、次回委員会にて流域委員会規約の改定について諮る。 <p>一般意見聴取について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会として、現地での意見聴取を行う。具体的な日程、方法、開催地等については、運営会議でまず議論する。 ・現在募集している「中間とりまとめへの意見募集」について、締め切りを7月末までに延長し、流域の自治体にも呼びかけを行う。 <p>2 審議の概要</p> <p>各部会からの報告</p> <p>資料1-1、1-2、1-3を元に、各部会からの報告がなされた。</p> <p>琵琶湖部会からは、6月4日に行われた丹生ダム上流の現地視察や現地の方々との意見交換が報告された。淀川部会からは河川管理者との意見交換についての進行状況と第15回淀川部会の概要、猪名川部会からはWG設置や委員拡充も検討したい等の報告がなされた。</p> <p>河川管理者との意見交換</p> <p>前回委員会に引き続き、資料2-1-1「委員会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問(020515)」を元に、質問(22)~(35)について意見交換が行われた。</p> <p>今後の委員会の活動内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料3-1「シンポジウム開催概要」、資料3-2「今後の活動内容について」、資料3-3「5月~12月の会議日程について」を元に、シンポジウムの概要と今後の活動内容についての説明が行われ、上記1.のとおり決定された。 <p>一般傍聴者からの意見聴取</p> <p>一般傍聴者2名、委員傍聴者1名から発言があった。</p>	

このお知らせは委員の皆様には主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。発言の詳細については「議事録」を参照下さい。

委員会中間とりまとめに関する河川管理者との意見交換より

第12回委員会では、前回に引き続き資料2-1-1「委員会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問020515」を用いて、河川管理者との意見交換が行われました。以下に、当日議論された質問と意見交換の主な内容を掲載いたします。

委員会中間とりまとめ(020509)に関する委員と河川管理者との意見交換(抜粋)

原文と質問

(22) 現状では各事業主体による要請を単に積み上げて流域全体の需要を考える方法となっており、今後は、水需要予測について見直しが必要と考えられる。それぞれの想定について、内容の妥当性、整合性などを充分見極める必要がある。場合によっては、想定方法の見直しといったことを実施し、節水技術や生活様式の転換等も盛り込んだ総合的な予測方式としていく必要がある。

質問 節水技術や生活様式の転換等も盛り込んだ総合的な予測方式とは、どのようなものなのか教えてください。

意見交換内容

河川管理者 総合的な予測方式自体のイメージがどのようなものか、また、新しい予測方式を作るには、その予測の妥当性、整合性の検証が必要であるが、それについてはどのようにお考えなのか。

委員長 水需要については、現在のところ委員会でも明確にわかっていない問題が多く、そのために水需要管理のワーキンググループを発足させた。今後、委員会でも議論を進めていきたい。

河川管理者 水を有限とした場合、水の限界の設定に対する委員会の共通認識を示していただきたい。

委員：淀川の現状をどう考えるかだと思う。現在の利水量を淀川の実力の限界と捉える

か、さらなる開発を考えるのか。個人的には淀川の利水能力は限界に近いという前提で考えていきたい。



原文と質問

(23) 今後は、ライフスタイルの転換誘導による消費量の軽減、再利用の促進などの水需要マネジメント、安定化・分散化・安全性等を考慮した水源の確保の検討、雨水の利用促進とその利水・治水効果の予測、水の使用実態の把握と水利権の見直しなどを行っていくべきである。

質問 ライフスタイルの転換誘導とは、どのように行えばよいのか教えてください。

意見交換内容

河川管理者 河川管理者側として、どのようにライフスタイルの転換誘導を行えばよいのか、イメージが湧かない。

委員 都市での水の循環率を上げて、町中での水のストック量を増やせば河川からの取水量は減るはずである。だとすれば、従来と違うシステムが可能となる。それがライフスタイルや社会システム自身のあり方によって水需要が変わってくるところへつながる。また、取水した水を直接海へ排出したり、商品として持ち出すなど、河川に返さないようなことが起こると、需要と供給のバランスが崩れてくる。水の需要限界を考えると、取水する権利に対して、取水した水を河川に返す排出権のようなことも整理しておく必要がある。

委員長 水の限界については、循環利用の回数によって変わってくる。しかし、循環利用には再利用のための浄化費用等を伴うことから、自ずと限界があるのではないかと。

委員 従来のシステムは、上流から中流、下流へ流すという一過式のイメージであるが、今後は、都会に降った雨は都会でため

て、都会で使う、町自身も水をストックするということができれば流域全体の水のあり場所が変わることも可能である。現在の水を全部捨て去る都会の施設が、河川管理上良かったのかどうか、生活パターンの転換と絡めて再考する必要があるのではないかと。

委員長 ライフスタイルの転換誘導は行政だけではできない、住民との協働が必要である。

委員 中間とりまとめのこの部分だけを取り上げては理解できない。「流域整備の変革の理念」に水需要管理につながる重要なくだりがある。これまで供給管理に基づいてダムを上流につくり、そのことで上流域の地域社会や自然が破壊され、様々な我慢を強いられてきた。その一方で、下流では水を使い放題に使い、捨て去ることが行われてきた。今後はこれを転換し、豊かな水に恵まれた淀川流域であっても節水に努力し、総合的、社会的な無駄や矛盾をなくすべきであるということがここで述べられているのではないかと。

委員長 この部分はいろいろなことに係わ

る問題であり、逐条的に吟味することは適切ではないと思う。いずれにしても、ワーキンググループで集中的に議論して頂きたい。河川管理者にも議論に参画してもらった方が良いのではないかと。

委員 '92地球サミット「アジェンダ21」の資料に水需要管理に関する詳細な記述があり、大いに参考にしたい。また、ライフスタイルの転換誘導には、住民やNGOとのパートナーシップが必要ではないかと。

河川管理者 この部分は理念としては共有化できていると思うが、河川整備計画作成のためには、具体的にどのように整備していくのかを議論して頂きたい。そうでなければ、具体的な施策が整備計画に盛り込めない。

委員長 まさに、理念を具体化していかなければならないということを言っている。そのために、ワーキンググループで集中的に議論をするわけである。ワーキンググループには行政も入って、一緒にやるのがよいのではないかと考えている。

委員 節水の許容量といったものが、平常時と渇水時など、期別や用途別にどのくらいあるのか、社会的に受容できる許容量があり得るのか、テクニカルに探れるかどうかはわからないが、概念的にはあるのではないかという気がする。

委員長 従来は水資源開発フルプランとしてやっているわけで、フルプランの見直しも流域委員会と直接つながりがある。フルプランにも係わっている委員にお尋ねするが、フルプランの見直しでも流域委員会

言っているような水需要管理という言葉は出てくると考えてよいか。

委員 需要と予測と実態との乖離について、用途別に実態が提示されている段階。水需要管理という言葉はキーワードとしては出てきそうな雰囲気ではある。

委員 先ほど河川管理者から、「理念はわかっているのだから、具体的なものを出して欲しい」と言われたが、理念そのものが持つ意味もある。つまり、水でも、空気でもそれを使ったその場所へ、元に戻して返すことが基本であるという考え方は、理念というよりも、むしろ具体的な意味合いを持っているのではないかと思う。使用済みの廃棄物を元の状態に戻して、元の場所へ返すことは真に大変ではあるが、どのように元に戻すかは単純に量の問題だけではなく、具体的に水や空気を使うときの1つのサジェスションになるのではないかと考えている。

河川管理者 水需要管理に関連して、ここでフルプランについてご説明したい。水資源開発促進法に基づいてつくられている水資源開発基本計画（通称フルプラン）があり、淀川については国土審議会水資源開発分科会の淀川部会がある。表裏一体の関係であるが、水需要そのものについては、水資源開発基本計画（フルプラン）のエリア、水利用、水利権行政などは河川整備計画のエリアという大枠がある。そのあたりの枠組みをきちんと把握した上で検討内容を考えていただいたほうがよい。

委員長 委員会やワーキンググループにも

その辺りの資料を後で出して頂きたい。

委員 水資源開発基本計画は水がどれだけ使えるのかが基本であって、それは今も変わっていないと思う。流域委員会では取水の限界ということで、大きな理念転換を提案している。今後はこの転換した理念を河川整備計画の中で具体化するための施策を明確にしていくことが当面の課題であると思っている。

委員 排水、取水の実態を行政と一緒に調べていくことが大事だと思う。また、使った水を元に戻すにはエネルギーを要し、地球温暖化にもつながる。今後は余り使わないことが大事である。また、世界的にも水を買う時代となり、お金万能の風潮があるが、お金で買えないものがあることを知っていくことも大切ではないか。

委員 流域委員会では供給管理から需要管理への転換を提案しているが、水資源開発基本法と河川法ではどちらが優先されるのか明確にしておきたい。そうでなければ、この委員会での議論が無駄になるのではないかと危惧される。

河川管理者 法律の問題なので、優先ということではなく、水需要に関する決定の権



限は淀川流域においてはフルプラン側にある。しかし、水資源開発審議会においても、水需要予測については、河川管理者ではなく、水の供給義務を負っている自治体の水道事業者などが行っており、利水者の需要の考え方が基盤にあるという点では変わらない状況である。希望的ではあるが、きちんとした審議がなされれば、河川整備計画と水資源開発基本計画で同じ内容のものが出てくるのではないかと考えている。また、利水単独ダムの場合には流域委員会としては一歩下がったかわり方にならざるを得ない。

委員 これまでのフルプランで言うと自治体の水道事業者などから上がってきた水需要予測をまとめてフルプランをつくるという形がおこなわれてきた。それに対して国土交通省には法的なチェック機能はないことを考えると、河川整備計画の中身にその部分に影響を与えられるようなものを盛り込むには一工夫も二工夫もなければ、今の法体系の中では役に立たない。検討が必要である。

河川管理者 河川法と水資源開発法のそれぞれの計画については整合性を図りたいと思っており、次回、ないし次の機会にフルプランはどのようなものかも含めて十分な説明をさせていただきたい。例えば、フルプランでは取水地や取水量については記述されていないが、河川法では水利権上、取水地は明記されている。また渇水調整は河川法にかかわる問題である。ダムについても、治水ダムのほか利水を含めた多目的ダム建設では必要な水量を決定するというこ

とがあり、需要予測や供給施設の配置に無関係な河川行政はあり得ない。ワーキンググループの設置に際して、水資源開発基本計画の策定手順と連携して整合のとれた計画にしていきたいという趣旨でフルプランのご紹介をさせていただいた。

委員 先ほど、河川管理者から、理念の具体的な内容を示して欲しいというお話があったが、水需要の総合的な予測方式の具体的な方式を委員会で独自につくることは、データも知識もなく、フルプランとの兼ね合いについても総合的に勘案する必要があり、無理である。河川管理者にもワーキンググループに参加して頂き、突っ込んだ議

論が必要だと思う。

河川管理者 具体の施策は河川管理者が作るのが基本である。お伺いしたかったのは、ここに書かれている「総合的な予測方式」のイメージについて示唆を頂きたいということである。ワーキンググループにも入らせていただき、具体的なシミュレーションや計算は河川管理者のほうで行い、提供したい。

< 決定事項 >

ワーキンググループに河川管理者にも積極的に参加いただき、データのシミュレーション等の協力をお願いする。



原文と質問

(28) このため、治水・利水主体の水位管理に加えて、環境面なども含めた水位管理を導入し、川本来の水量と水位・水温の変化の回復を目指す。

質問 「川本来」の水量と水位・水温の変化の回復とは、ダムや堰による操作を無くした、自然流況下での水量と水位・水温を指されているのか教えてください。

意見交換内容

河川管理者 水量、水位との全般的な関連でお伺いします。(28)での「川本来の水量と水位・水温」、(25)では「アユ等の生息・繁殖を保全する」水温、水質、(26)では水辺の環境保全、生物保護の観点から「ヨシ産業の適切な存続を認める」とあります。アユやヨシ産業が限定されて出て

くることの意味と「川本来」とはどのようなイメージかをお話いただきたい。

委員 在来種の魚貝類の生存条件を考えると、第1は水温。体温調節機能をもたない水生生物は水温の影響を直接受けるため、適水温域を絶えず求めなければならないという宿命がある。水温は、水量、流速、流

砂の状態、川の形状などが関連して影響を与える。表層水域だけを生育場所に行っているアユのような魚は特に適水温帯を厳しく求めざるを得ない。自然周期に適した生物の水温適応の生存再生のサイクルは何万年単位の自然史の中で形成されてきた。これを人間が数十年の間に乱すことは水生生物の生存を危うくすることにつながる。水温以外にも、瀬や淵の形成をなくしやすい現在の直行直線型ではなく、浅瀬、急流、水たまり等のある河川形状、また、農業、工場廃水による水質の汚濁、ダムによる無酸素冷水の放出、河川の老廃物などの除去作用のある洪水の減少など、人間の都合によることで、自然の摂理に反する一面もあることを注意していただきたい。

委員長 水温の変化は継続して現れているのか。

委員 物性的なものが専門ではないのでデータとしては持っていない。関心が払われていない分野であることや、計測地点によっても水温は異なり、連続したデータは入手しにくのが現状である。

委員長 水温の環境への影響については現状を把握する必要がある。河川管理者で持っておられないか。

河川管理者 水温のデータはある。

委員長 水温は重要な要素であり、調べてみる必要があると思う。水位変動についてもダム操作、琵琶湖の水位操作によってかなり変化してきている。水質の変化は明らかであり、河川形状も先ほど指摘された通り。「川本来の姿」とは、人間が余り手を

加えない状態、すなわち、人間が非常に手を加えたここ数十年の間以前の姿と考えていいのではないかと考えている。

委員 例えば(25)の質問に「どのような条件を確保すればよいのか」という聞き方が間違っていると思う。従来、この条件さえあれば良いとして、それ以外のものを何も考えて来なかった。しかし実際には、知らないことが沢山あり、これだけはやってはいけないということが限界だった。このことを原則にして考えていくことが今後は絶対に必要だと考えている。その意味で言えば、魚が棲息するには餌をとるための流れの速いところと、休むための流れの遅いとこの2つが近傍に存在しなければならない。その2つは必ず確保してください、という言い方しかできないのである。また、質問の「生物多様性の保全とは矛盾しないのでしょうか」はアユだけという意味ではなく、アユが棲息出来るような状態であれば、琵琶湖で同じ歴史を持ってきた他の生物も棲息できるという意味で書かれている。しかし、表現は訂正の必要があると思う。

委員 農水省が食料生産の対象魚種として、アユ、ヤマメ、イワナ、アマゴ、ウナギ、ハエ、コイ等に代表させてアユ等という表現をする。それに倣ったのではないかと理解している。

河川管理者 (28)について「川本来」の意味を、施設による流量、水位調節をしないと理解すれば川からの取水は極めて不安定なものになる。生態系と人間の水利用のバランスをどこでとっていくのか、水需要

管理の話に戻ってしまうが、してはいけないという限界を皆で共有しなければ先の議論へ進まない。その点を伺いたい。

委員 生物の川とのかかわりには人間も含まれる。利水のためにダムや堰堤を設けても、工夫をすれば生物多様性の保持と両立させることは可能だと思っている。

河川管理者 根本的な問題は流量の施設による調節がどこまで許されるのかである。生態系からみた川本来の流量や水位変動のためには、これ以上やってはいけないという設定があって、逆に言えば、水資源開発の許容量にもかかわってくることであり、その点についてのご意見を伺いたいということである。

委員 今日具体的な話ができないが、目指すということでは、今までのように人間が必要なところだけに基準を置いて考えるのではなく、一度、本来こうあるべきであるというところに基準を戻しながら、それを人間がどこまで使うことが許されるのかというのは、個々のところで具体的な議論としてあるはず。例えば、琵琶湖の水位操作について、現段階ではある程度まで人工

的な施設を利用しながら操作することも考慮されるべきだと考える。水位をどのように考えるかに対しては、定量的にだけではなく、自然のもたらすあらゆる変動を考慮に置いて、具体的に議論されねばならないと思っている。

委員長 具体的なことについては、ワーキンググループで検討していただきたいと思っている。瀬田川洗堰を設置するまでの琵琶湖水位の変動のデータがあるはずである。

委員 従来の、人間が短い時間で利用することを中心に考え、それに影響のない範囲で環境について考えるといった考え方からは完全に転換するべきである。すなわち一番最初の基準となるものを完全に変えることを強く言っているのである。具体的にどうするかは、おのおのの生物のことを十分考慮に入れながら、そして生物の個々の問題ではなく、例えば琵琶湖の深部の問題についての予測といったようなこと等を考える中で出てくる問題だと思う。

委員長 治水、利水、環境の3つとも考えると理解して頂いていいと思う。



原文と質問

(29) 高くなった堤防は川と流域との横断方向の連続性を阻害し、堰やダム等の構造物が魚の遡上を阻み、縦断方向の連続性を遮断した。

質問 高くなった堤防による生態系の不連続への対応について、基本的な考え方はどのようなものか教えてください。

意見交換内容

河川管理者：横断方向の連続性を保つための方策として、堤防をなくす、あるいはすべてスーパー堤防にするということを意図されているのか。

委員 本来、陸と水の間は堤防ではなく、陸と水との境目がはっきりわからない「辺」というのが基本的な本来の姿であった。そ

のような「辺」の状態がある程度までつくられるということが横の連続性では重要であるというのが原則である。そのことを考えた上でどのようにするかを考えることが非常に大事なのではないかということである。具体的には、いろいろなところで議論することが可能だと思っている。



原文と質問

生物の生息域の拡大・生息環境の保全を目指した多様な水環境の回復と水辺の復元（ワンド、瀬・淵等の整備、内湖や湿地の保全・再生）、ダム・堰等の管理の見直しなどを検討する。
(30) また、外来種対策についても検討する。

質問 外来種については、どのような検討をすればよいのか教えてください。

意見交換内容

河川管理者 まず、外来種とは何を指すのか、外来種対策とは本来の川に戻すという意味なのか、外来種対策についても検討するという意味合いなのか教えて頂きたい。

委員 外来種が一概に悪いということではない。外来種の一番の脅威は在来の生態系を破壊しかねない未知の影響である。そのなかには、遺伝的な汚染、冷水病などの病

原菌の持ち込みなどがある。水産庁ではブラックバス、ブルーギルを駆除する方針を打ち出している。有効な駆除方法は見つかっていないうえ、割に鈍重であることや、遊泳力が弱く洪水に流されやすい、低水温に弱いなどの特徴を考えると、日本の河川に外来種が棲息しやすい環境が増えつつあることは確かである。レジャーとしてのブラックバス釣りも問題がある。

委員 本来は農林水産省や環境省がやるべき話であるが、河川管理者としても、外来

種の繁殖を助長するようなことはせめてやらないでほしいというお願いである。また、外来種とは外国のものという意味ではなく、歴史的地理的な場所ということで、日本国内のものであっても、当然棲息するはずのないところでは、外来種であることを明確にしていきたいと思う。また寒冷地でも棲息できるコクチバス種も既に入ってきており、かなり深刻な状態が現に存在している。



原文と質問

(31) 事業の実施にあたっては、どこから行うべきかの優先順位を総合的に判断し、明確にしていくとともに、ハード的な対策もソフト的な対策も含めて、考えていくことが重要である。

質問 堤防破堤回避対策において、優先順位はどのように考えたらよいのでしょうか？例えば被害額が大きい順、費用対効果の高い箇所等、順位をどのように考えたらよいのかお教えてください。
また、ハード対策とソフト対策の優先順位についても、どのように考えたらよいのでしょうかお教えてください。

意見交換内容

河川管理者 優先順位の確定について、基本的な考え方なり、方向性をご指摘頂きたい。

委員長 「危険度が非常に高いもの」が抜けている。危険度が高く、その中で被害額

が大きいものを流域全体を通してチェックしていき、破堤や決壊した場合どのような影響があるかを調べていくということが、「優先順位を総合的に判断」に含まれている。

河川管理者 危険度の高いところを、全体のバランスでみて総合的に考えていくということか。

委員長 住民の生命財産をいかに守るかということが基本である。

河川管理者 具体的な河川整備計画作成の中で、また、議論させていただく。



原文と質問

計画段階での、維持管理まで含めた事業の検討、(34) 不確実性を前提とした管理の手法の導入、管理のための人材育成、住民との連携を含めた管理のあり方を検討する。

質問 「不確実性」とはどのような意味なのかお教えてください。
予測不可能なことまでを前提に考えるということなのかお教えてください。

意見交換内容

河川管理者 (32)(33)の部分は特に計画策定に関する情報の包括的提示という意味では、現在流域委員会を通して取り組んでいるところであるが、この流域委員会では不十分ということなのか。また、住民意見の反映、関係機関等との連携とはどのような方法の具体的なイメージを教えてください。「不確実性を前提とした管理」とは計画段階での不確実性に対して、どのように取り組むということなのか。維持管理の項に書かれていることと併せて質問させて頂きたい。

委員長 人により、立場により、主張は異なってくる。最終的に決定する方式をどうするかは難しい問題である。

委員 住民意見の反映については不合理が

起こっているところに対してこそ、行政は出かけていき、かかわってっていく姿勢が大事である。広く意見を聴くだけでなく、互いに相矛盾することも含めて実態を共有する熱意をもつことが住民意見の反映のポイントとしてあげておきたい。不確実性については、現象には論理と合わないことがたくさんあるということである。

委員 住民意見の反映については、現在も聴取方法など、試行錯誤しながら行っている。今後もそういった試みを積み上げていく必要を感じている。関係機関との連携の時期については、自治体、関係省庁の原案についての意見を聞き、話し合いの場を持つていくことが必要であり、整備計画原案の作成前だと考える。規模については、役

所によって構成メンバーも変わると思うので、適宜決めていけばよいのではないかと。また、相反する意見の反映については主体的に国土交通省が責任をもって決断されるのが好ましい形ではないかと。

委員 この流域委員会が引き続き1つの役割を担うとすれば、新しい河川整備計画によって不利益を被る人々が出てくると想定され、そういうことの調停の役割なども考えられるのではないかと。河川法に環境という新しい制約条件が加わったときに、この新しい制約が広く社会に分配されることを大原則にしなければ成り立たないことも想定される。その辺りを委員会では早い段階から議論し、理解しておかなければいけない。すなわち、影響を受ける地域だけでなく、流域全体の問題としてどのように仕組みを機能させていくかということが共通の理解になればならない。また、水需要管理のような新しい試みに対しては試行錯誤や経験を積み重ねて改善していくプロセスがあることを広く周知されるような努力も委員会として、行っていく必要があると思う。

委員長 決定は河川管理者がやるわけであるが、そのベースとなるのは流域委員会の答申であり、社会への説明義務はあると思う。委員会としての限界は自ずからあるが、今後も検討を重ねていきたい。社会的責任の重さを自覚しておく必要はある。

委員 (34)の「不確実性を前提とした管理の手法」について、今回の流域委員会では洪水を完全に防ぐことは不可能であることを前提に、その上でハード、ソフト両面で被害軽減の対策をやっていくことを検討している。淀川部会の中間とりまとめでは、洪水の氾濫被害の軽減策として、路盤が高い道路や鉄道を活用するなど多面的な備えを平常から整備しておくことが提案されているが、不確実性を前提とした管理の手法の具体的な事例だと思う。



説明資料一覧 配布資料

資料名		資料請求 No
議事次第		R12-A
資料1 - 1	第14回琵琶湖部会 現地視察(2002.6.4開催)結果報告	R12-B
資料1 - 2	第15回淀川部会(2002.5.27開催)結果報告	R12-C
資料1 - 3	淀川部会中間とりまとめに関する委員と河川管理者との意見交換の概要	R12-D
資料2 - 1 - 1	委員会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問020515	R12-E
資料2 - 1 - 2	委員会中間とりまとめ(020509版)に関する委員と河川管理者との意見交換	R12-F
資料2 - 2	琵琶湖部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問020524	R12-G
資料2 - 3	淀川部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問020515	R12-H
資料2 - 4	猪名川部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問020529	R12-I
資料3 - 1	シンポジウム開催概要	R12-J
資料番号なし	生命の「琵琶湖・淀川」(シンポジウムチラシ)	R12-K
資料3 - 2	今後の活動内容について	R12-L
資料3 - 3	5月～12月の会議日程について	R12-M
資料番号なし	委員会ワーキングについて	R12-N
参考資料1	第11回委員会(2002.5.15開催)結果報告	R12-O
参考資料2	委員および一般からの意見	R12-P

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.15の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください

これまで開催された委員会および部会等について

第12回委員会(平成14年6月6日)までに、以下の会議が開催されています。

委 員 会	第1回	平成13年2月1日(木)	第6回	平成13年11月29日(木)	第11回	平成14年5月15日(月)
	第2回	平成13年4月12日(木)	第7回	平成14年2月1日(金)		
	第3回	平成13年6月18日(月)	第8回	平成14年2月21日(木)		
	第4回	平成13年7月24日(火)	第9回	平成14年3月30日(土)		
	第5回	平成13年9月21日(金)	第10回	平成14年4月26日(金)		
琵琶 湖 部 会	第1回	平成13年5月11日(金)	第6回	平成13年11月1日(木)	第11回	平成14年3月13日(水)
	第2回	平成13年6月8日(金) (現地視察)	第7回	平成13年11月20日(火) (現地視察)	第12回	平成14年4月7日(日)
	第3回	平成13年6月25日(月) (現地視察)	第8回	平成13年12月21日(金) 「意見聴取の試行のための会」	第13回	平成14年5月12日(日)
	第4回	平成13年8月22日(水)	第9回	平成14年1月24日(木)	第14回	平成14年6月4日(火) (現地視察)
	第5回	平成13年10月12日(金)	第10回	平成14年2月19日(火) (意見聴取の会含む)		
淀 川 部 会	第1回	平成13年5月9日(水)	第6回	平成13年8月19日(日) (現地視察)	第12回	平成14年2月5日(火)
	第2回	平成13年6月2日(土) (現地視察)	第7回	平成13年9月10日(月)	第13回	平成14年3月14日(木)
	第3回	平成13年7月6日(金)	第8回	平成13年10月31日(水)	第14回	平成14年4月5日(金)
	第4回	平成13年8月9日(木) (現地視察)	第9回	平成13年11月26日(月)	第15回	平成14年5月27日(月)
	第5回	平成13年8月11日(土) (現地視察)	第10回	平成13年12月17日(月)		
猪 名 川 部 会	第1回	平成13年5月23日(水)	第5回	平成13年10月9日(火)	第9回	平成14年2月15日(金)
	第2回	平成13年6月7日(木) (現地視察)	第6回	平成13年12月18日(火)	第10回	平成14年3月4日(月)
	第3回	平成13年6月21日(木) (現地視察)	第7回	平成14年1月18日(金)		
	第4回	平成13年8月7日(火)	第8回	平成14年1月27日(日) (意見聴取の会含む)		
そ の 他	設立会	平成13年2月1日(木)	第1回 合同勉強会	平成14年4月11日(木)		
	発足会	平成13年2月1日(木)				
	第1回 合同懇談会	平成13年2月1日(木)				

当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。

ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>



郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)

ご希望の方は、別紙の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙

淀川水系流域委員会
ご意見用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

2. 下記にご記入下さい。

ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表および希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

団体・会社名()

ご住所(〒)

TEL()

E-Mail()

お名前()

3. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。

案内状等の送付を希望されますか？

希望する 希望しない

別紙

淀川水系流域委員会傍聴申込
および資料請求用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。
会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。
会議のお知らせは、「会議開催のお知らせ」のチラシ、ホームページ等を参照下さい。

開催日 例) 月 日	会議名 例) 第 回淀川部会		

2. 委員会、部会等で提出された資料の郵送を希望される方は、各会議の説明資料一覧をニュースレター、ホームページ等で参照いただき、下記に送付を希望する資料の提出された会議名称、資料請求 Noと資料名、必要な部数をご記入下さい。

会議名称 例) 第6回淀川部会	資料請求 No 例) Y05-E	資料名 例) 資料3-2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について)	部数 例) 1

3. 下記にご記入下さい。必ず ~ 全てにご記入下さい。ご記入いただいた個人情報については、希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

団体・会社名()

ご住所(〒)

TEL()

E-mail()

お名前(複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

4. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。

案内状等の送付を希望されますか？

1. 希望する 2. 希望しない

淀川水系流域委員会 委員会ニュース No.12

2002年7月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研究員：新田、柴崎、桐畑

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川工事事務所 / 琵琶湖工事事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統合管理事務所 / 猪名川工事事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流工事事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。